

信州大学受託研究員規程

(平成16年4月1日信州大学規程第12号)

(趣旨)

第1条 この規程は、信州大学（以下「本学」という。）における受託研究員の取扱いに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「受託研究員」とは、民間会社等の現職技術者又は研究者（以下「現職技術者等」という。）であつて、その民間会社等の委託に基づき、本学で研究の指導を受ける者をいう。

2 この規程において「部局」とは、各学部、全学教育機構、各研究科、総合情報センター、各学内共同教育研究施設、カーボン科学研究所及び医学部附属病院をいう。

3 この規程において「部局長」とは、前項に規定する部局の長をいう。

(資格)

第3条 受託研究員として受け入れることができる者は、現職技術者等であつて、学校教育法（昭和22年法律第26号）第102条本文で定める大学院に入学することのできる者又は本学がこれらに準ずる学力があると認めた者とする。

(申請の手続)

第4条 民間会社等の長（以下「委託者」という。）が受託研究員を委託しようとするときは、申請書（別紙様式）に推薦状及び履歴書を添え、委託しようとする部局長に提出しなければならない。

2 部局長は、前項により提出があつたときは、当該部局の教授会、研究科委員会（法曹法務研究科にあつては、研究科教授会）又はこれに準ずる審議機関の議を経て、学長に申請しなければならない。

(受入れの許可)

第5条 学長は、前条により申請があつたときは、受入れを許可することができる。

(研究期間等)

第6条 受託研究員の研究期間は、1年以内とする。ただし、受入れを許可された日の属する事業年度を超えることができない。

2 研究の継続の必要があると認めるときは、申請により研究期間の更新を許可することができる。

3 受託研究員の受入れの時期は、事業年度の始めとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(研究料)

第7条 受託研究員の研究料の額は、別に定める。

(研究料の徴収)

第8条 受託研究員の受入れを許可したときは、委託者から直ちに研究料を徴収するものとする。

2 既納の研究料は、返付しない。

(許可の取消し)

第9条 委託者が研究料を納付しないときは、受入れ（研究期間の更新を含む。）の許可を取り消すものとする。

(研究指導)

第10条 部局長は、受託研究員の研究課題に応じて、指導教員を定め、本学の大学院で行う程度の研究指導を行うものとする。

(研究証明書の交付)

第11条 部局長は、受託研究員から願い出があつたときは、当該研究員の研究事項等について証明書を交付することができる。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、受託研究員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 次の表の第1欄に掲げる学内共同教育研究施設等については、この規程中「教授会」とあるのは、それぞれ同表の第2欄に掲げる委員会とする。

第 1 欄	第 2 欄
総合情報センター	学内共同教育研究施設等管理委員会

高等教育研究センター	学内共同教育研究施設等管理委員会
地域共同研究センター	地域共同研究センター運営委員会
国際交流センター	国際交流センター連絡調整会議
ヒト環境科学研究支援センター	ヒト環境科学研究支援センター運営委員会
山岳科学総合研究所	山岳科学総合研究所運営委員会
e-Learningセンター	e-Learningセンター運営委員会
サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー	サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー運営委員会
カーボン科学研究所	カーボン科学研究所運営委員会

附 則 (平成17年 3月31日平成16年度規程第76号)
この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成17年 4月21日平成17年度規程第 5号)
この規程は、平成17年 4月21日から施行する。

附 則 (平成18年 3月30日平成17年度規程第97号)
この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成18年 7月20日平成18年度規程第 7号)
この規程は、平成18年 7月20日から施行する。

附 則 (平成19年 3月19日平成18年度規程第104号)
この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成19年12月26日平成19年度規程第46号)
この規程は、平成19年12月26日から施行する。

附 則 (平成21年 9月29日平成21年度規程第21号)
この規程は、平成21年10月 1日から施行する。

附 則 (平成23年 3月29日平成22年度規程第88号)
この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。



受託研究員規程様式.doc